

# 学校給食用物資納入業者登録申請要領

## 第1 納入業者の資格要件

学校給食用物資の納入業者として認定を受けるためには、次の各号に掲げる要件を満たす必要があります。

- (1) 原則として、広島市内に本店、製造工場又は営業所等を有する者
- (2) 生産者、製造業者若しくは卸売業者又はこれに類する者
- (3) 引き続き2年以上の営業経歴があり、社会的信用を有する者  
ただし、引き続き2年以上の営業経歴がある法人又は個人が主体となり設立した組合等で、当該組合等の設立後2年に満たない者については、2年以上の営業経歴があるものとみなす。
- (4) 工場、営業施設等の管理状況及び食品衛生保持の状態が優秀であり、従業員に対し、健康診断は年1回、検便は年2回以上実施する等、衛生管理に万全を期している者
- (5) 指定した期日及び時刻に指定した量の学校給食用物資を仕入れ又は製造加工する等の調達能力を有する者
- (6) 指定した学校給食用物資を、指定した期日及び時刻に指定した場所に納入できる配送能力を有するとともに、緊急な事態に即応できる態勢が整っている者又はこれと同等の能力を有する運送業の許可を得ている専門の業者に委託することができる者
- (7) 市税を滞納していない者
- (8) 営業に関し関係法令による許認可を必要とする業種にあつては、その許認可を取得している者
- (9) 営業規模に適した瑕疵担保保険に加入し、十分な保証能力がある者
- (10) 学校給食用物資登録業者の指名除外等に関する規程別表に基づく登録の取消しを受けた者にあつては、その日から1年を経過した者

(11) 肉類(食肉製品を除く。)を扱う者にあつては、広島市内において自ら食肉処理業を営む者又は広島市内において食肉処理業を営む者が処理した食肉を販売する者

① 自ら食肉処理業を営む者には、その処理の一部を他の食肉処理業を営む者(広島市外で食肉処理業を営む者を含む。)に委託する場合を含むものとする。

② 食肉処理業を営む者については、所轄保健所長の食肉処理業の営業許可証(写)で、また、食肉を販売する者については、所轄保健所長の食肉販売業の営業許可証(写)で、それぞれ判断する。

(12) 肉類(食肉製品に限る。)及び冷凍食品を扱う者にあつては、「学校給食用食品の規格・品質表」に定める製造工場の基準を満たす者又はこれらの基準を満たす者が製造した製品を販売する者